

越谷市

水路占用許可基準

平成31年4月

建設部道路総務課

越谷市水路占用許可基準

(目的)

- 1 この基準は、水路の占用に関し、許可の基準を定めることにより、事務の公平・公正を図り、もって水路の適正な管理を目的とする。

(定義)

- 2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「水路」とは、市が管理する水路（敷地、堤を含む。）で、河川法（昭和39年法律第167号）が適用又は準用される河川及び下水道法（昭和33年法律第79号）が適用される下水道以外のものをいう。
 - (2) 「占用」とは、水路又はその上空に通路（渡り廊下を含む。以下同じ。）を設け、継続して使用することをいう。

(占用の許可)

- 3 水路を占用をしようとする者は、越谷市道路等占用規則（平成10年規則第26号）に定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(許可の基準)

- 4 市長は、水路に隣接する土地（以下単に「土地」という。）の所有者又は使用者が水路の占用をする場合で、水路の管理上支障がないと認められるときでなければ占用の許可をしてはならない。

(許可の範囲)

- 5 占用の許可の範囲は、水路の官地幅に通路の幅員を乗じて得た面積とする。

(通路の設置基準及び構造)

- 6 通路の設置基準及び構造は、次のとおりとする。
 - (1) 通路の設置箇所数は、同一の土地について1箇所とする。ただし、水路の管理上支障がなく、かつ、通行の安全上必要であると認められる場合には、2箇所とすることができる。
 - (2) 通路の設置場所は、水路の管理上支障がない場所とすること。
 - (3) 通路は、水路に対して横断方向、かつ、最短距離に設置すること。なお、縦断となる占用は認めない。
 - (4) 通路には、転落防止等の安全対策を講じること。
 - (5) 車両の通行の用に供する通路の構造、設置場所及び幅員は、「越谷市まちの整備に関する条例〈技術基準〉」の「4. 車両出入口の設置」によること。

(6) 歩行者の通行の用に供する通路の幅員は、2メートル以下とすること。

(水利組合等の同意)

7 水路占用をしようとする場所において、土地改良区又は農地管理組合等がある場合は、該当する団体からの同意書を占用許可申請書に添付すること。

(上空通路の設置基準及び構造)

8 上空通路の設置基準及び構造は、前記6(2)から(4)までに定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成30年7月11日付け国住指第1201号・国住街第80号国土交通省住宅局建築指導課長・市街地建築課長通知)によること。

(2) 上空通路を設けることができる施設は、次のとおりとする。

ア 官公署の施設

イ 学校、図書館、研究施設その他教育文化施設

ウ 病院その他の医療施設又は保育所その他の社会福祉施設

エ その他市長が必要と認める施設

附 則

この基準は、平成31年4月16日から施行する。